

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年12月18日
<b>【会社名】</b>	株式会社インタートレード
<b>【英訳名】</b>	INTERTRADE Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 尾崎 孝博
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区新川一丁目17番21号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 尾崎孝博は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の信頼性を確保しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年9月30日を基準日として実施しており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響を考慮して決定しており、当社と連結子会社3社を評価範囲の対象としております。なお、他の連結子会社2社につきましては、金額的及び質的重要性は僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

財務報告に係る内部統制の評価手続については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価のうえ、評価対象とする業務プロセスを選定し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別して、当該統制上の要点について、関連文書の閲覧、関係者への質問、記録の検証などの手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスについては、連結売上高を指標に、その概ね2/3以上程度の割合の事業拠点を重要な事業拠点として選定し、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「材料費」「外注費」「売掛金」「仕掛品」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。なお、虚偽記載の発生可能性が高く見積りや経営者の予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスなどを、財務報告への影響を勘案して個別に評価の対象として追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成27年9月30日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。